

令和7年4月10日（木）
生活環境部資源循環推進課
担当者 岡 秀雄
内線 4240
外線 076-225-1470

産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について

令和7年4月9日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、次の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消す行政処分を行いました。

1 被処分者について

石川県金沢市北袋町い70番地
株式会社下建材（代表取締役 下 浩光）

2 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業

事業の範囲 積替え、保管を除く。

汚泥*、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、
がれき類

（*：水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業
廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む以上
9種類

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 取消し処分をする理由

法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ）に該当するに至ったため。